



南部バス発第 58 号
平成26年11月10日

八戸市地域公共交通会議
会長 武山 泰 様



南部バス株式会社
代表取締役 佐藤 力



一日乗車券の適用エリアの変更について（申出）

このことについて、一日乗車券の適用エリアの変更について、道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の届出を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

○添付書類

- ・別紙1
一日乗車券適用エリアの変更（概要）
- ・説明資料
一日乗車券の適用エリアの変更について（概要）

1. 設定しようとする運賃を適用する路線

八戸市内全路線

2. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法、条件

(1) 種類 特殊普通旅客運賃（営業割引）

・南部バス八戸市内一日乗車券

(2) 額 大人600円 小児300円

(3) 適用方法、条件

・日曜日、祝日、土曜日、毎月25日のうち、券面に表示された日に限る。

・券面カレンダーの使用日を塗り潰し、降車の際に乗務員に提示する。

3. 実施予定日

平成27年1月1日より

一日乗車券の適用エリアの変更について

現在の一日乗車券は、八戸市交通部と同一エリアを目途とし、旧八戸市内全路線（南郷区を除く八戸市内）を適用エリアとしています。

2005年に南郷村が八戸市へ編入になりましたが、八戸市内から南郷区までは片道運賃が700円以上となっていたことから、南郷区は従来通り郡部線の扱いとし適用外のエリアとしてきました。

2011年10月より、八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃化実証実験が始まり、南郷区を含む八戸市内の運賃は上限が300円となりました。

この上限化運賃は、2013年10月より本格実施となり現在に至りますが、現在上限300円区間に含まれる南郷区が一日乗車券の適用エリアに含まれても運送収入への影響は少なく、逆に南郷区にある文化ホールやスポーツ施設などの公共施設へ出かけやすくなることによる、新たな需要喚起も考えられます。

また、八戸市発行の高齢者及び障害者の特別乗車証は、八戸市の行政区域内の全停留所が適用エリアとなっており、これは上限300円の設定エリアと同一ですが、一日乗車券の適用エリアはこれと異なり利用者及び社内的にも解かり難くなっています。

上記の理由により、在庫がなくなり増刷をする今のタイミングで、一日乗車券の適用エリアを上限300円区間及び特別乗車証の適用エリアに合わせ拡大するものです。

【変更になる路線・停留所】

◆市ノ沢線

旧 鴨平まで

新 大森口まで

◆荒谷線

旧 母袋子まで

新 荒谷まで

◆大野線

旧 西山まで

新 土折まで

【実施日】

平成27年1月1日より

NB 南部バス路線図

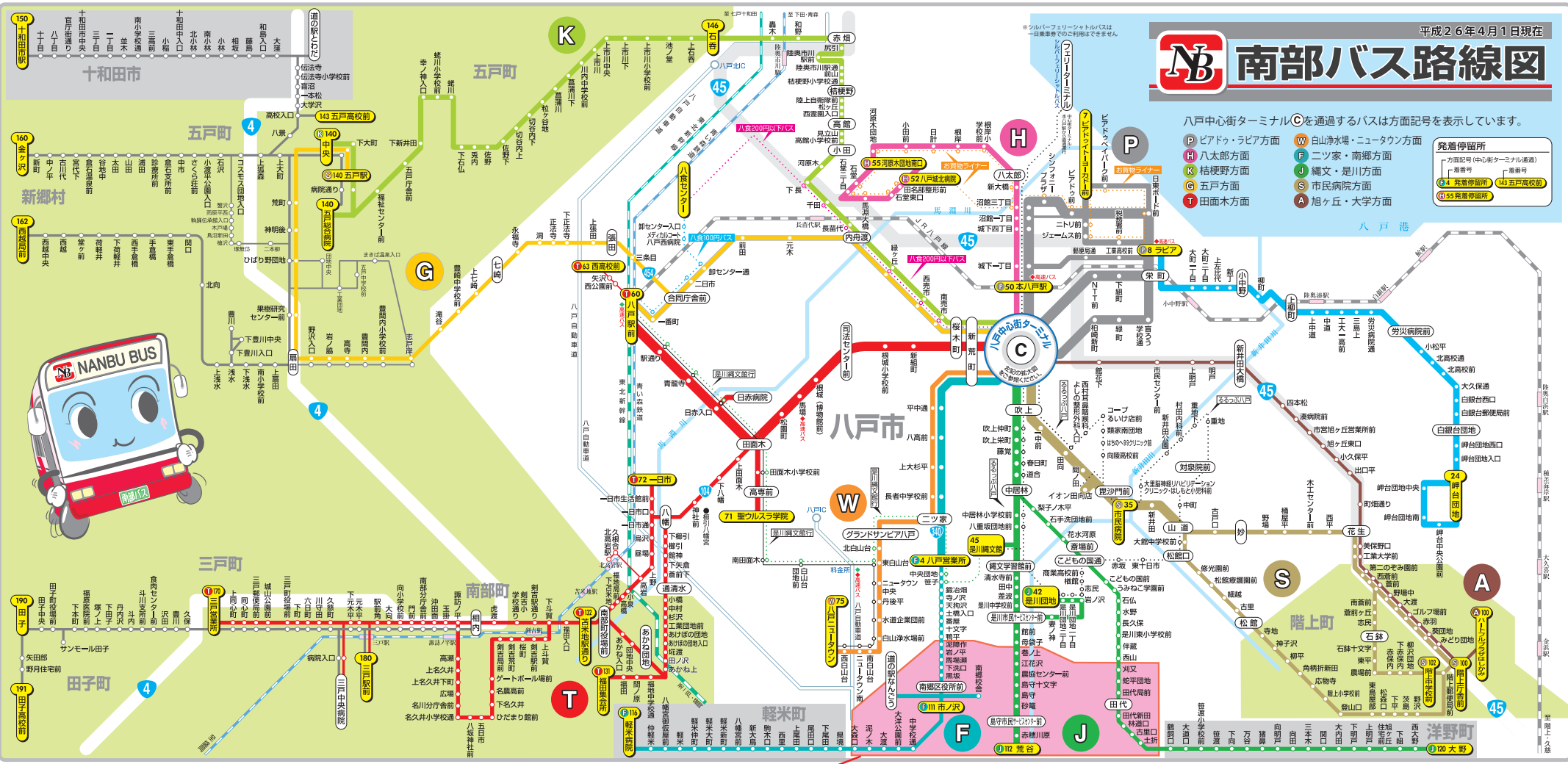
八戸中心街ターミナルCを通過するバスは方面記号を表示しています。

- P ビアトゥ・ラピア方面
- H 八太郎方面
- K 桔梗野方面
- G 五戸方面
- T 田面木方面
- W 白山浄水場・ニュータウン方面
- P ニッ家・南郷方面
- J 縄文・是川方面
- S 市民病院方面
- A 旭ヶ丘・大学方面

発着停留所

■ 方面記号(中心街ターミナル通過)
 ○ 乗降所
 □ 一般乗降所

● 4 発着停留所 ● 143 五戸高校前
 ● 55 発着停留所



①八戸市内300円上限、特別乗車証適用区間

②一日乗車券
旧適用エリアから拡大する範囲
(①の区間と同じになる)

③八戸圏域500円上限区間

④八戸圏域外 上限化運賃対象外